

白百合女子大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン

前 文

一般に研究者は学問の自由のもとに真理を探究する権利を有するとされている半面、研究活動が人間に対し、また社会に対して及ぼす影響の大きさに鑑みて、高い倫理性が求められている。

研究活動の公正性・中立性・公平性を維持するため、具体的に、ねつ造・改ざん・盗用などの不正行為を行わないこと、研究費を適正に使用すること、利益相反等の問題に留意すること、研究発表において文献・資料等を適正に使用すること、およびオーサーシップに対して適切に配慮すること等を遵守しなければならない。また、研究を指導する立場にある者は、これらの問題に関する指導を徹底するとともに、ハラスメントの問題等への認識を確固たるものにすべきである。

白百合女子大学（以下、「本学」という）では、「人を対象とする研究」を行う際には、以上を前提とした上で、研究活動の健全な発展と社会に貢献する責務を果たすため、さらに以下に定める各項を遵守することを研究者に求めることとする。

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を対象とする研究について留意すべき事項を示し、対象となる研究協力者の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑かつ適正な推進に資することを目的とする。

2. 対象

本ガイドラインが対象とする「研究者」とは、本学に所属する教職員（専任・特任・非常勤）、発達臨床センター、児童文化研究センター、生涯発達研究教育センター、言語・文学研究センター、キリスト教文化研究所に所属する研究員等の他、大学院学生、研究生等とする。

文学部、人間総合学部の学部学生は、ガイドラインの精神を遵守することが求められるが、指導教員または科目担当教員の監督・指導のもとに研究を行う場合は、対象には含めない。

3. 定義

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行われる研究活動をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報の内、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 「個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」とは、個人の思考、行動、環境、経済状況、身体等に係る情報やデータをいう。以下「個人のデータ等」と記す。
- (4) 「研究対象者」とは、実験、調査、観察等の、研究の対象となる者の総称をいう。

4. 原則

人を対象とする研究を行う研究者は、生命および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法でその研究を遂行するとともに、研究対象者の人権に最大限配慮して、身体的、精神的負担および苦痛をできる限り与えないようにしなければならない。

5. インフォームド・コンセント

(1) 研究対象者への事前説明

研究者は、研究対象者に対して、研究目的、研究成果の発表の方法など、研究計画について事前に

分かりやすく説明しなければならない。

また、研究者は、研究対象者に対して何らかの身体的、精神的な負担や苦痛を与えることが予見される場合、その予見される状況について、事前に分かりやすく説明しなければならない。

(2) 研究対象者からの同意

研究者は、研究対象者から、書面、その他の方法で、事前に研究対象者の自由意志に基づく同意を得なければならない。ただし、6の各号に該当する場合はこの限りではない。

ア) 「研究対象者の同意」には、個人情報や「個人のデータ等」の取扱い、および発表の方法などに係る事項を含むものとする。

イ) 研究者は、研究対象者から当該個人情報や、「個人のデータ等」の開示を求められたときには、これに応じなければならない。

ウ) 研究者は、研究対象者が18歳未満の場合は、本人に加えて保護者の同意を得なければならない。

エ) 研究者は、研究対象者が乳幼児、障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合には、保護者等の同意を得なければならない。

オ) 研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。ただし、研究対象者が同意を撤回したときは、速やかにその情報やデータ等を廃棄しなければならない。

6. インフォームド・コンセントの簡略化と免除

5のインフォームド・コンセントの手続きについては、次の場合に限って簡略化または免除できるものとする。

(1) 研究対象者の意思に回答が委ねられている調査で、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、質問への回答をもって研究対象者からの同意に代えることができる。ただし、この場合も事前の説明を怠ってはならない。

ア) 無記名調査であり、その他の個人情報を収集しないもの

イ) 質問内容により研究対象者の身体的、精神的な負担、苦痛がないと想定されるもの

(2) 学校・園・施設等（以下、「施設」という）において行う研究で、研究対象者の身体的、精神的な負担、苦痛がないと想定されるものについて、当該施設の責任者が研究の実施に同意し、3(5)の手続きが適切に行われていると認められる場合。ただしこの場合でも、施設の責任者を通じて本人および保護者等に研究の実施を周知することが求められる。

(3) 研究の真の目的を知らせることにより、当該研究の実施が不可能になる場合、または当該研究の価値を著しく損ねる場合は、次の通りとする。

ア) 実験研究等の真の目的を知らせることが研究対象者の反応を変化させるため、事前説明ができない場合、あるいは虚偽の説明をしなければならない場合は、実験終了後、速やかに、研究対象者に真の目的を説明し、同意を得なければならない。

イ) 研究対象者に事前に調査の目的を説明することが、研究対象者との自然な関係の構築に妨げとなり、事前に同意を取ることが困難な場合には、事後なるべく早い段階（遅くとも結果の公表前）に、説明を行い、同意を得なければならない。

7. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人情報や「個人のデータ等」を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わさなければならない。

研究者は、研究対象者から要求があった場合には、第三者への委託目的などを研究対象者に直接説明しなければならない。

8. 授業等における収集

研究者が、講義・演習・実技・実験・実習等、本学の教育実施の過程において、研究のために履修者から

個人情報や「個人のデータ等」の提供を求めるときには、事前に履修者の同意を得なければならない。研究者は、個人情報や「個人のデータ等」の提供の有無などにより、履修者に成績評価等において不利益を与えてはならない。

9. 研究計画等の審査

人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画または公表計画等（以下、「研究計画等」という）の審査は、研究者（申請者）から提出された資料に基づき、白百合女子大学「人を対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会（以下、「倫理委員会」という）で行うものとする。倫理委員会については別に定める。

10. 本ガイドラインの改正

本ガイドラインの改正は、研究活動上の不正行為等防止推進委員会の議を経て、学長が行う。

付則 本ガイドラインは、2023年（令和5年）4月1日から施行する。